

第17回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会 次第

日時：平成17年3月19日(土)

午後1時30分～

場所：西牟婁振興局 4階 大会議室

1 開会

委員長挨拶及び前回議事録の確認

2 報告

(1) 意見募集の実施及び住民説明会の開催状況について

(2) 和歌山県世界遺産条例について

(3) 行政の具体的取り組み及び新事業主体の概要について

3 議題

(1) 答申案に対する意見とその反映について

(資料1、2)

(2) その他

4 閉会

意見募集の実施及び住民説明会の開催状況について

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について(答申案)に係る意見募集の実施及び住民説明会の開催状況等は、以下のとおり

1. 意見募集について

(1) 募集の期間及び対象事項

3月3日(木)から3月11日(金)までの9日間

対象事項

選定された候補地群について

用地絞り込みの際の留意事項について

(2) 答申案の配布及び閲覧

下記の場所で配布

- ・紀南地域廃棄物適正処理検討委員会事務局
- ・紀南地域の各市町村廃棄物担当課
- ・紀南地域の各市町村商工会議所及び商工会
- ・県庁循環型社会推進課
- ・御坊保健所・田辺保健所・新宮保健所・新宮保健所古座支所

インターネットによる閲覧

(3) 応募結果

募集期間中、県外からの応募1名を含む合計7名の方からご意見をいただきました。

2. 住民説明会について

田辺会場：3月4日(金)田辺市青少年研修センター 3階 大会議室

昼の部 14:00～15:00 参加者 - 14名

夜の部 19:00～20:00 参加者 - なし

新宮会場：3月8日(火)新宮商工会議所 2階 会議室

昼の部 14:00～15:00 参加者 - 4名

夜の部 19:00～20:00 参加者 - 4名

3. 広報等について

(1) 事前告知

第16回検討委員会終了後、2月15日(火)から2月28日(月)までの間、協議会ホームページにおいて実施

(2) 新聞広告

地方紙(紀伊民報、紀南新聞、南紀州新聞、熊野新聞)に広告を掲載

(3) ラジオ放送の実施

3月7日(月)～11日(金)の間、FMビーチステーション(白浜町とその周辺5市町村が受信エリア)から1日3回の放送を実施

(4) 前回意見をいただいた方々への送付

第1回意見募集の際に意見をいただいた方々に、意見募集及び住民説明会の開催案内を送付

(5) 地域内の関係団体への送付

地域内の5農業協同組合、15森林組合に対して、意見募集及び住民説明会の開催案内を送付

関係団体一覧

	団体名
農 業 協 同 組 合	J A グリーン日高
	J A 紀州中央
	J A みなべいなみ
	J A 紀南
	J A みくまの

	団体名
森 林 組 合	川辺町森林組合
	印南町森林組合
	中津村森林組合
	美山村森林組合
	龍神村森林組合
	南部川村森林組合
	西牟婁森林組合
	中辺路町森林組合
	大辺路森林組合
	新宮市森林組合
	那智勝浦町森林組合
	熊野川町森林組合
	本宮町森林組合
	北山村森林組合
	南紀森林組合

和歌山県世界遺産条例(案)

平成17年7月1日施行

平成16年7月、和歌山県に誕生した世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」。

世界遺産を保存し適切に活用するとともに、その意義を全国に、世界に向けて発信することが、文化や自然環境の重要性等を訴えていくこととなります。このような認識のもと、私たちは、人類共有の財産「紀伊山地の霊場と参詣道」を将来の世代へ確実に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定します。

目 的

世界遺産の**保存と適切な活用**について、**基本理念**を定め、**県と県民等の役割**を明らかにします。
県の**基本的施策**に関して必要な事項を定めます。

↓

世界遺産の価値を将来の世代へ確実に引き継ぎ、世界の人々の心の豊かさの向上に寄与します。

基本理念

世界遺産は、人類のかけがえのない多様な価値を有する財産として守られ、適切に活用されつつ、
将来の世代に良好な状態で引き継がれていかなければなりません。

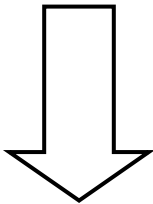
県 の 役 割

- 世界遺産を保存し、適切に活用するための基本的な計画を定めます。
- 地域の状況を十分に把握しながら、適切な施策を積極的に実施します。
- 施策を実施する場合は、国、他の地方公共団体その他関係機関と密接な連携・調整を図ります。

県 民 等 の 役 割

県民・事業者
それぞれが自らの世界遺産という思いを持ちながら、世界遺産を率先して保存し、適切に活用するように努めます。

県民・事業者・来訪者
世界遺産を訪れる場合は、ルールを守り、世界遺産の魅力と価値を多くの人々に伝えるように努めます。



『県民等の意見の反映』
県は、世界遺産の保存と適切な活用について、基本的な計画を定め、施策を実施する場合において、県民等や市町村の意見が適切に反映されるように努めます。

『自発的な活動の推進』
県は、民間団体等が自発的に行う活動に、必要な施策を実施します。

基本的施策

- 県民等の理解のもとに、世界遺産に係る保存、調査研究、整備、活用その他の活動について、適切に必要な施策を実施します。
- 世界遺産についての理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行います。

推 進 体 制

県は必要な体制の整備を図り、次の業務を行います。

保存管理計画等の作成・調整	世界遺産の地域とその他の地域との連携
来訪者の受入れ態勢の整備	情報発信、学術研究、民間団体等の活動交流
民間団体等との調整	県民等からの意見の広聴
三重県・奈良県との連携	その他世界遺産の保存と適切な活用に関すること

和歌山県世界遺産の日 7月7日
和歌山県世界遺産週間 7月1日～7月7日

答申案に対する意見について

応募意見とそれに対する委員会としての考え方(案)は、次のとおりです。

NO. 1	年齢	62才	職業	環境カウンセラー	考え方
<p>用地絞り込みの際の留意事項について</p> <p>(1)埋め立て地内の汚染水を減らすには降雨量が少ないことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設、調整池の規模、処理能力に大きく影響する。 ・年間降雨量が少ないこと。 ・降雨の集水面積が小さいこと。 <p>(2)地下水量の少ないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等高線の出来るだけ高い所を選定する。 <p>(3)埋め立て地下流の利水状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水、漁業、井戸水など <p>(4)処理施設が集中しているかどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設が集中することは効率的であるが、反対する住民も多い。 <p>(5)影響を受ける住民がどれくらいいるか</p>					<p>ご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込まれております。</p>
<p>その他</p> <p>(1)収集運搬に於ける公平さが保たれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地からの収集運搬距離。 <p>(2)15年後の閉鎖時にキャッピングを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水量の削減 万一遮水シートが破損しても、地下水への浸透を少なく出来る。 ・早く処分場を閉鎖出来る。 <p>(3)処分場周囲はどこからでも見えるように設計する。(目隠しはダメ)</p> <p>(4)処分場周辺施設への投資は出来るだけ抑える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て地造成と同程度の投資が行われている。 					<p>(1)(3)(4)のご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込まれております。</p> <p>(2)については、処分場の管理に関する具体的な提案ですので別途協議会に提示させていただき、今後、事業主体が検討する際に参考とするようお伝えします。</p>

NO. 2	年齢	55才	職業	地方公務員	考え方
<p>選定された候補地群について</p> <p>候補地NO. 23-1中辺路町温川・高原について、中央に谷があり、その谷水を飲料水として利用している町民がいます。また、農業用水として2農家が利用しています。絞り込みにあたり、留意していただきますようお願いいたします。</p>					<p>利水状況については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込んでおりますので、候補地の評価の際には、十分留意されるものと考えております。</p> <p>なお、ご指摘の事項は、候補地個票に「その他の情報」として付記いたします。</p>

NO. 3	年齢	41才	職業	団体職員	考え方
<p>選定された候補地群について 選定基準を満たしたものであるが、適地であると判断されたわけではないので、特に意見はありません。</p>					
<p>用地絞り込みの際の留意事項について 地域住民としては、環境に対する配慮を最も重要視したいです。また、産業界が当初より希望していた中間処理施設の併設を視野に入れた絞り込みを是非検討頂きたい。</p>					<p>各候補地の評価に際して、どの評価項目を重要視するかについては、次年度以降の検討課題と考えております。</p> <p>また、中間処理施設全般ではなく、リサイクル施設の併設等も含めた事業予定地の拡張性については、留意事項に盛り込んでおります。</p>

NO. 4	年齢	58才	職業	会社員	考え方
<p>選定された候補地群について 候補地群と言うには、あまりにも多すぎる。</p>					<p>候補地群は、一定数の候補地を探そうとして得られたものではなく、選定基準に基づいて、処分場の建設が不適当と考えられる区域を紀南地域全域から除外した結果得られたものです。</p> <p>今後は、各候補地を様々な項目で評価し、総合的に最も適している候補地を選定していくことになります。</p>
<p>用地絞り込みの際の留意事項について 5ヵ所まで絞り込みを行った段階で、公表する前に全地権者に経緯説明と候補地であることを知らせることが必要だと考えます。</p>					<p>各候補地の評価に際しては、現地調査等も必要となりますので、地権者の方には、当然、事前にご説明させていただくことになると考えます。</p>

答申案に対する意見について

応募意見とそれに対する委員会としての考え方は、次のとおりです。

NO. 5	年齢	33才	職業	会社員	考え方
選定された候補地群について ・表面的な水の流れだけではなく、地下水脈の流れの調査もして欲しい。 ・万一、排出物が飛び散った場合、それらの地域で風の影響はどうか。 ・また季節によって風の影響はどうか。					ご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」の「地形・地質・地下水調査」、「環境影響調査」に盛り込まれております。
用地絞り込みの際の留意事項について ・現実的に考えて処分場までの距離、道路の状況を考慮しなければならないと思う。 ・やはり処分場の近くになるのは、誰でも嫌だと思うので、処分量の多い市町村に絞り込めばいいと思う。					ご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込まれております。
その他 ・処分量が増えると考えて最終処分場を少し大きめに設定するのがよいのでは。					最終処分量については、平成16年の答申「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」にも掲げましたように、発生・排出抑制や資源化・減量化の取り組みを徹底することにより、減少するものと考えております。

NO. 6	年齢	34才	職業	会社員	考え方
<p>選定された候補地群について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産があるので非常に難しい。世界遺産に影響のない用地選定 ・人口の多い市町村にすべき 					<p>ご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込まれております。</p>
<p>用地絞り込みの際の留意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤が岩盤、粘土質であること（汚水が漏れ出た時、地面に浸透しないように） ・道路交通の便が良く周辺住民に迷惑が掛からないこと ・川や海、周辺環境に悪影響をおよぼさないこと ・風の吹く方向で埃、灰、有害物質の運ばれる距離 					
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの徹底を行う ・埋立ごみの有害ガスや可燃ガスの対策 ・施設の維持コスト 					<p>資源化・減量化の取り組みについては、当委員会としても平成16年の答申「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」を県・市町村・産業界が尊重し、進められるべきものと考えております。</p> <p>「埋立ごみのガス対策」については、処分場の運営に関する具体的な提案ですので別途協議会に提示させていただき、今後、事業主体が検討する際に参考とするようお伝えします。</p> <p>なお、「施設の維持コスト」については、「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込まれております。</p>

NO. 7	年齢	41才	職業	会社員	考え方
<p>選定された候補地群について 答申(案)より防災、自然保護、鳥獣保護、文化財保護、都市地域、農業地域、森林地域などあらゆる面での検討が必要であると思いますが、よく検討され候補地群としては適切であると思います。</p>					
<p>用地絞り込みの際の留意事項について 第1段階、第2段階の絞り込みを十分に行い、また、安易に決定する事なく可能な限り地域住民との対話を第3、第4と進めていくぐらいの慎重さが必要と思います。</p>					<p>ご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込んでおりますので、情報公開の徹底、住民意見の反映を基本姿勢とした慎重な用地絞り込みがなされることと考えております。</p>
<p>その他 紀南地域は用地選定の資料を見ても紀北に比べ人口は少ないが広域となる為距離的にどこから輸送しても均等となるような地点が望ましいと思います。 すべてクリアする事は難しいと思いますが、検討に検討を重ね、私たちの郷土をより良くする為に住民全員が関心を持ち進める事が重要だと思えます。 新聞、ニュース等での広報活動の方もよろしくお願ひします。</p>					<p>ご意見の趣旨については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込まれております。</p>

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の 用地選定について

答 申

平成17年3月

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

はじめに

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会（以下「委員会」という。）は、平成16年3月に答申した「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」において、廃棄物の発生抑制、排出抑制、資源化、減量化を徹底してもなおかつ発生する処理残渣を適正に処分するための最終処分場が紀南地域に必要であると提案した。

今年度は、その「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定を行うために、紀南地域廃棄物処理促進協議会会長から5月14日に諮問のあった「候補地選定基準及びその基準に基づき選定された候補地群の提示」と「事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項」の2項目について検討を行い、本答申を取りまとめた。

諮問事項1の「候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示」については、適正かつ厳密な候補地選定基準の検討に力を注いだ。基準の策定に当たっては、平成16年10月から11月にかけて広く県民等から意見を募集し、それをもとに策定した基準に基づいて52箇所の候補地群を選定した。

諮問事項2の「事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項」については、意見募集の際にいただいたご意見も参考にしながら、2段階の絞り込みを想定して取りまとめた。また、最終処分場の運営等についての要望事項も併せて提示している。

この候補地群と留意事項については、平成17年3月に2回目となる意見募集と住民説明会も併せて実施し、広く意見を募った。

紀南地域廃棄物処理促進協議会ならびに事業主体は、今後の最終処分場建設用地の絞り込み、施設整備及び運営に当たり、昨年度の答申及び本答申を尊重し、住民、事業者及び行政が一体となって、「100年経っても美しい紀南」の実現を目指して取り組まれることを期待する。

平成17年 3 月 日

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会
委員長 橋本卓爾

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会委員名簿

(敬称略：50音順)

	氏名	所属又は住所
学 識 委 員	いい ひろゆき 井伊 博行	和歌山大学システム工学部教授
	かねこ ひろずみ 金子 泰純	和歌山大学システム工学部助教授
	はしもと たくじ 橋本 卓爾	和歌山大学経済学部教授
	もりぐち よしき 森口 佳樹	和歌山大学経済学部助教授
	やまもと はじめ 山本 甫	(財)大阪市環境事業協会常務理事
	よりもと かつみ 寄本 勝美	早稲田大学政治経済学部教授
公 募 委 員	おがた じゅんこ 緒方 順子	新宮市在住
	おの まさはる 小野 正治	新宮市在住
	かしわざき ゆきお 柏崎 幸雄	中辺路町在住
	こんどう のぶこ 近藤 信子	田辺市在住
	ささき よしのり 佐々木 香徳	田辺市在住
	しみず かずこ 清水 和子	古座町在住
	すがわ よりいち 須川 頼一	新宮市在住
	にしの としはる 西野 稔治	串本町在住
	もり まさかず 森 正一	上富田町在住

：委員長、 ：副委員長

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会は、紀南地域廃棄物処理促進協議会の諮問機関として設置されています。検討委員会の概要については、23ページを参照してください。

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会開催状況等（平成16年度）

	検 討 内 容 等
<p>諮問 (5/14)</p>	<p>紀南地域廃棄物処理促進協議会会長（田辺市長）より諮問</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>公共関与により整備する 「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について 候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群 の提示 事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項</p> </div>
<p>第11回 (5/29)</p>	<p>平成16年度諮問事項について 諮問事項及び検討内容 候補地選定の作業手順</p>
<p>第12回 (7/10)</p>	<p>用地選定に係る候補地選定基準について 住民及び関係者の意見の反映について</p>
<p>第13回 (9/11)</p>	<p>これまでの議論を踏まえた候補地選定の手順について 候補地選定基準（素案）について 1次スクリーニング項目の確認 2次スクリーニング項目の検討 候補地群の抽出の流れについて 候補地選定基準に関する意見募集について</p>
<p>第1回 意見募集 (10/18～ 11/5)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>「紀南地域にふさわしい最終処分場」の候補地選定基準（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補地選定基準（案）について ・ 「紀南地域にふさわしい最終処分場」のあり方について </div>
<p>第14回 (11/13)</p>	<p>候補地選定基準（案）に対する意見について 第3段階（候補地群の抽出）の進め方について 候補地群から絞り込む際の留意事項について</p>
<p>第15回 (1/22)</p>	<p>候補地選定第3段階（候補地群の抽出）について 候補地群から絞り込む際の留意事項について 答申について</p>

	検 討 内 容 等
第 16 回 (2 / 11)	<p>継続審議の候補地及び追加抽出された候補地について 用地絞り込みの際の留意事項について 答申（素案）について 意見募集及び住民説明会の実施について</p>
第 2 回 意見募集 (3 / 3 ~ 3 / 11)	<p>答申案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された候補地群について ・ 用地絞り込みの際の留意事項について
住民説明会 (3 / 4) (3 / 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田辺会場（田辺市青少年研修センター 3月4日開催） 昼の部 14:00～15:00 夜の部 19:00～20:00 ・ 新宮会場（新宮商工会議所 3月8日開催） 昼の部 14:00～15:00 夜の部 19:00～20:00
第 17 回 (3 / 19)	<p>答申案に対する意見について 答申について</p>

目次

ページ

諮問事項 1

候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示

1	候補地選定の考え方	1
1-1	想定している最終処分場	1
1-2	候補地選定の流れ	2
2	候補地選定基準	4
表 1	1次スクリーニング基準	4
表 2	2次スクリーニング基準	7
表 3	候補地群の抽出基準	8
3	候補地エリア	9
図 3	1次スクリーニング結果地図	10
図 4	2次スクリーニング結果地図	11
図 5	候補地エリア (1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図)	12
4	候補地群	13
4-1	地図上での候補地群の抽出	13
4-2	個別の候補地の照会	13
4-3	候補地群の確定	14
表 4	候補地リスト	15
図 6	候補地位置図	16

諮問事項 2

事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項

1	留意事項の基本的な考え方	17
2	第1段階の絞り込みにおける留意事項	18
3	第2段階の絞り込みにおける留意事項	20
4	最終処分場の運営等についての要望事項	21

資料	紀南地域廃棄物適正処理検討委員会について	23
----	----------------------	----

諮問事項 1

候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示

1 候補地選定の考え方

1-1 想定している最終処分場

紀南地域廃棄物処理促進協議会が、候補地選定の前提としている最終処分場は、以下のとおりである。

なお、施設の建設・運営を行う事業主体は、市町村、産業界及び県が設立する財団法人を想定している。

基本仕様	基本施設：管理型最終処分場 (遮水機能を有しており、浸出水を処理施設で処理するタイプの処分場) 埋立期間：15年間を想定 埋立容量：50万 m^3 年間埋立廃棄物量：2.80万t(中間処理残渣) (一般廃棄物：2.08万t 産業廃棄物：0.72万t) 埋立廃棄物量：42.0万t(2.80万t×15年間) 比重1として42.0万 m^3 埋立覆土量：8.40万 m^3 (埋立廃棄物量の2割とする。) 埋立面積：7.5ha以上(容量を確保できる谷の面積) 用地面積：実際に埋立を行う部分の周辺に、緩衝緑地や付帯施設用地を加えた、合計15～20ha程度のまとまりのある土地
------	---



図1 一般的な管理型最終処分場のイメージ図

1-2 候補地選定の流れ

候補地選定は、紀南地域全域から、図2に示すように、第1段階の1次スクリーニング、第2段階の2次スクリーニングを経て候補地エリアを決定し、第3段階として候補地群の抽出を行った。

なお、最終的な建設用地の絞り込みは、事業主体が実施する。

スクリーニングとは、「ふるいにかける」作業を意味する。つまり、地図上で防災、自然環境保全や土地利用計画などの諸条件（ふるい項目）を勘案し、地域全域から除外すべきと考えられる区域等を除いていく（ふるいにかける）方法である。

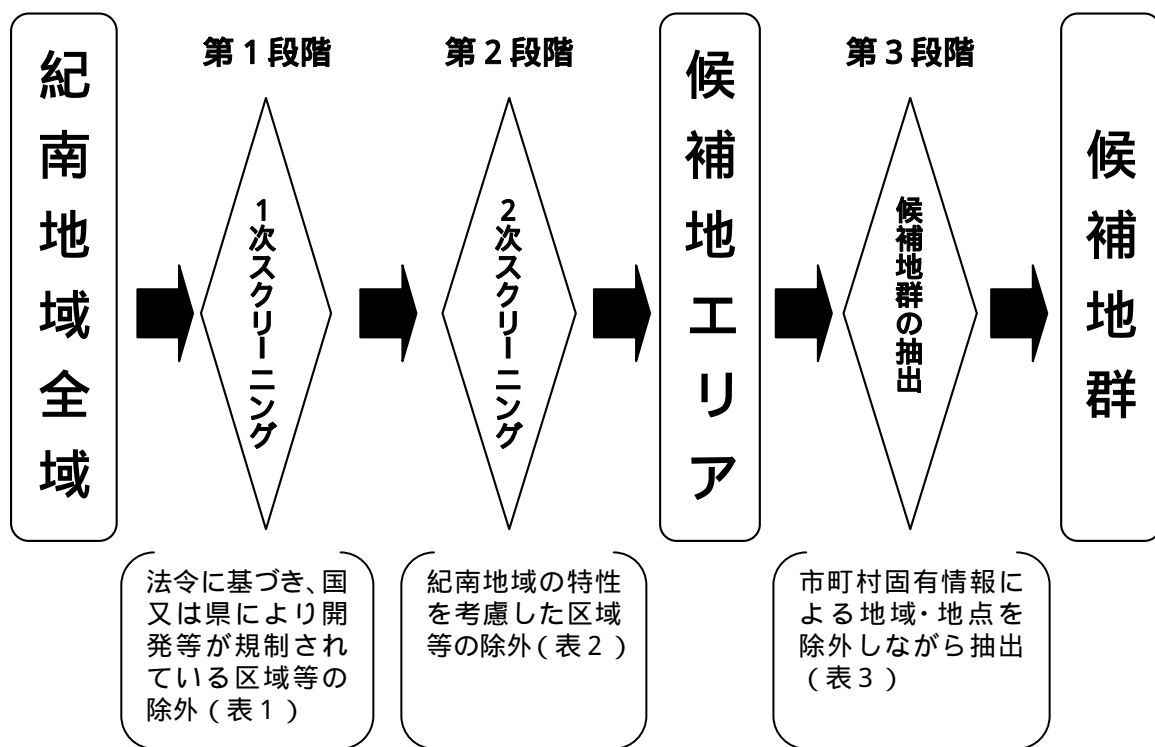


図2 候補地選定の流れ

第1段階：1次スクリーニング

法令に基づき、国又は県により開発等が規制されている区域等（表1：1次スクリーニング基準）を除外した。

第2段階：2次スクリーニング

紀南地域の特性を考慮した区域等（表2：2次スクリーニング基準）を除外した。

1次スクリーニング結果、2次スクリーニング結果及びその両者を重ね合わせた結果得られた候補地エリアを図3～5（p10～12）に示す。

第3段階：候補地群の抽出

1次及び2次スクリーニングにより得られた候補地エリアから、以下のように候補地群を抽出した。

1 地図上での候補地群の抽出

地図上で等高線を目で見ても、施設整備に必要な面積、容量を確保できる谷を探す。



2 個別の候補地の照会

抽出した候補地群について、市町村に照会し、現地確認を含め、除外すべきものをチェックする。

チェックする項目は、市町村固有の地域・地点情報であり、候補地群の抽出基準は表3のとおり。



3 候補地群の確定

1次及び2次スクリーニングの項目のうち、一律の距離設定による除外では不十分なものについて、個別の候補地をチェックし、必要に応じて候補地群から除く。
(断層・活断層、水道水源の取水地点等と候補地との位置関係の考慮など)

2 候補地選定基準

表1 1次スクリーニング基準（その1）

分類	項目(除外区域等)	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
防 災	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全	河川の流水が継続して存する土地及び地形、それに類する土地 河川管理施設の敷地 堤外の土地で河川管理者が指定した区域 工作物の新築等は原則不可能
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害の除却、又は軽減	地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域及び地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものを主務大臣が指定 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築等を規制
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護	急傾斜地とは、傾斜度が30度以上の土地をいう。崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある区域を知事が指定することができる。 水の浸透を助長する行為や、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置等のほか、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を規制
	砂防指定地	砂防法 砂防指定地の管理に関する条例	土砂災害の防止	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止・制限すべき土地を国土交通大臣が指定 建築物その他の工作物の新築等を規制
自然保護	国立公園区域 国定公園区域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	国立公園：我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。 国定公園：国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。 工作物の新築、土地の形状変更等を規制
	県立自然公園区域	和歌山県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	県内にある優れた自然の風景地であって、知事が指定するもの。 工作物の新築、土地の形状変更等を規制
	和歌山県自然環境保全地域	和歌山県自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域で知事が指定するもの。 建築物その他の工作物の新築等を規制
鳥獣保護	鳥獣保護区域内の特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護 建築物その他の工作物の新築等を規制	

表1 1次スクリーニング基準（その2）

分類	項目(除外区域等)	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
文化財保護	埋蔵文化財	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献	埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財
	国指定文化財			埋蔵文化財包蔵地（貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地）内における土木工事等の目的での発掘を規制
		国指定文化財：国が指定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物		
		現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制		
	県指定文化財	和歌山県文化財保護条例	県内にある文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、県民の文化的向上に寄与	県指定文化財：県が指定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物
				現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制
都市地域	用途地域	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音・悪臭・日照阻害等を防止するために都市計画で知事が指定することができる。 7つの住宅系地域、2つの商業系地域、3つの工業系地域がある。
				開発行為及び指定用途以外の建築物の新築等を規制
	特別用途地区			用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図り、より詳細な土地利用を実現するために都市計画で知事が指定することができる。 県内では、白浜町で観光地としての環境を創出するため、娯楽レクリエーション地区を指定
				開発行為及び指定用途以外の建築物の新築等を規制
	風致地区			都市内における良好な自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るため都市計画で知事が定める。
				開発行為及び建築物の建築、土地造成等を規制
	都市公園	都市計画法 都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与	地方公共団体、国が設置 ・ 都市計画施設の公園又は緑地 ・ 都道府県の区域を超える広域的都市計画施設である公園又は緑地 ・ 閣議決定を経た都市計画施設である公園又は緑地
				都市公園区域の縮小（削除）は原則不可能

表1 1次スクリーニング基準（その3）

分類	項目(除外区域等)	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
農業 地 域	農用地区域	農業振興地 域の整備に 関する法律	農業の健全な発展を 図るとともに、国土資源 の合理的な利用に寄与	農用地等として利用すべき土地の区域として、市町 村農業振興地域整備計画において定められた区域
				原則として農地転用は禁止
森 林 地 域	保安林	森林法	森林の保続培養と森林 生産力の増進を図り、 もって国土の保全と国 民経済の発展とに寄与	水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備などの目的を達 成するため必要があるときは、農林水産大臣が指定す ることができる。 立木の伐採、開墾その他の土地の形質を変更する行 為を規制
	国有林	国有林野の 管理経営に 関する法律	国土の保全その他国有 林野の公益的機能の維 持増進、林産物の持続 的かつ計画的供給及び 国有林野の活用による 産業の振興・住民福祉 の向上	国の所有に属する森林原野 国有林を売り払い、貸し付け、又は使用させること を制限

表2 2次スクリーニング基準

分類	項目(除外区域等)	除外区域の内容	除外の理由
防災	断層・活断層	縮尺5万分の1土地分類基本調査(昭和49年～61年、和歌山県企画部地域振興課)で示された断層及び「新編日本の活断層」(活断層研究会編)に示されている活断層の直上の区域 地図上で断層及び活断層の位置や幅を正確に把握することは困難であるので、このスクリーニングの段階では、不確定要素を含めて断層・活断層を幅50mで表示し、これを断層または活断層の直上の区域とみなす。 候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について、断層・活断層との位置関係を考慮する。	地震等による被害を回避するため
自然環境・水環境の保全	湿地	第5回自然環境保全基礎調査湿地調査報告書(平成7年、環境庁)で挙げられた湿地	多様な生物の生息地である湿地の保全のため
	水道水源の取水地点	水道法に基づく認可を受けた水道水源(上水道、簡易水道及び水道用水供給事業の水源)の取水地点から半径1km以内の区域 これは、スクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について、取水状況、水源周辺の状況等の確認や水道管理者への照会などを行う。 市町村には独自に水道水源保護条例を制定しているところもあるが、開発等を直接禁止するものではなく事前協議等を求めるものであることから、水源からの距離による一律の除外を行うこととする。	水環境の保全のため
文化財保護	熊野古道と霊場	「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された資産 世界遺産登録推薦書に示された資産の緩衝地帯 歴史の道調査報告書(昭和54年、和歌山県教育委員会)において熊野参詣道と認められている道のうち、歴史文化的価値を有するもの(世界遺産に登録された道を除く)とその両側それぞれ50mずつの区域 については、世界遺産に登録はされなかったものの、歴史文化的価値が高く、 ・ とともに保全することが望ましいため、世界遺産に登録された参詣道の保全のために市町村が制定している景観保全条例の考え方に準じて道とその両側それぞれ50mずつを候補地エリアから除外する区域として採り上げる。 この距離の設定については、スクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について再考慮を行う。	歴史文化的価値の非常に高い熊野古道とその周辺環境の保全のため
その他	主要道路	主要道路(林道・農道含む、車道幅員5.5m以上の道路)から2km以上離れた区域 この距離設定については、スクリーニングを行う上での設定であり、候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について周囲の道路整備状況などを考慮する。	大規模開発による環境への影響や建設コスト増加を回避するため

表3 候補地群の抽出基準

分類	項目(除外区域等)	除外地域・地点の内容	除外の理由
防災	市町村指定準用河川(河川区域)	河川法を準用し、市町村が指定した河川	河川の保全のため
	災害発生地	土砂災害、洪水被害が頻繁に発生する地域として市町村が把握している地域	土砂災害、洪水被害などを回避するため
	地質	防災上の理由から、最終処分場の立地に適さない地質の地域	処分場設置に適さない地質の土地への立地を回避するため
	地盤の液状化	発生する可能性のある大規模地震で、想定される液状化現象の危険度が極めて高い地域	液状化の危険性の高い土地への立地を回避するため
自然環境の保全	動植物生息地	和歌山県レッドデータブックに示されている希少動植物の生息地	希少動植物の保護のため
	市町村による保全地域	市町村が条例、計画等で定めた自然や動植物等の保全地域	自然環境や動植物の保全のため
文化財保護	市町村指定文化財	市町村文化財保護条例に定める文化財が存在する地域・地点	文化財の保護のため
その他	開発計画等がある地域	市町村により既に将来的な土地利用計画が決定している地域	将来の利用計画が決定している土地への立地を回避するため
	病院・学校等の公共的施設	不特定多数の人が利用する公共的施設が立地している地点	現に公共的利用がされている土地への立地を回避するため

3 候補地エリア

候補地選定基準に基づきスクリーニングを実施した結果を図3～5に示す。
図5の白地の部分が候補地エリアである。

図3：1次スクリーニング結果地図

図4：2次スクリーニング結果地図

図5：候補地エリア（1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図）

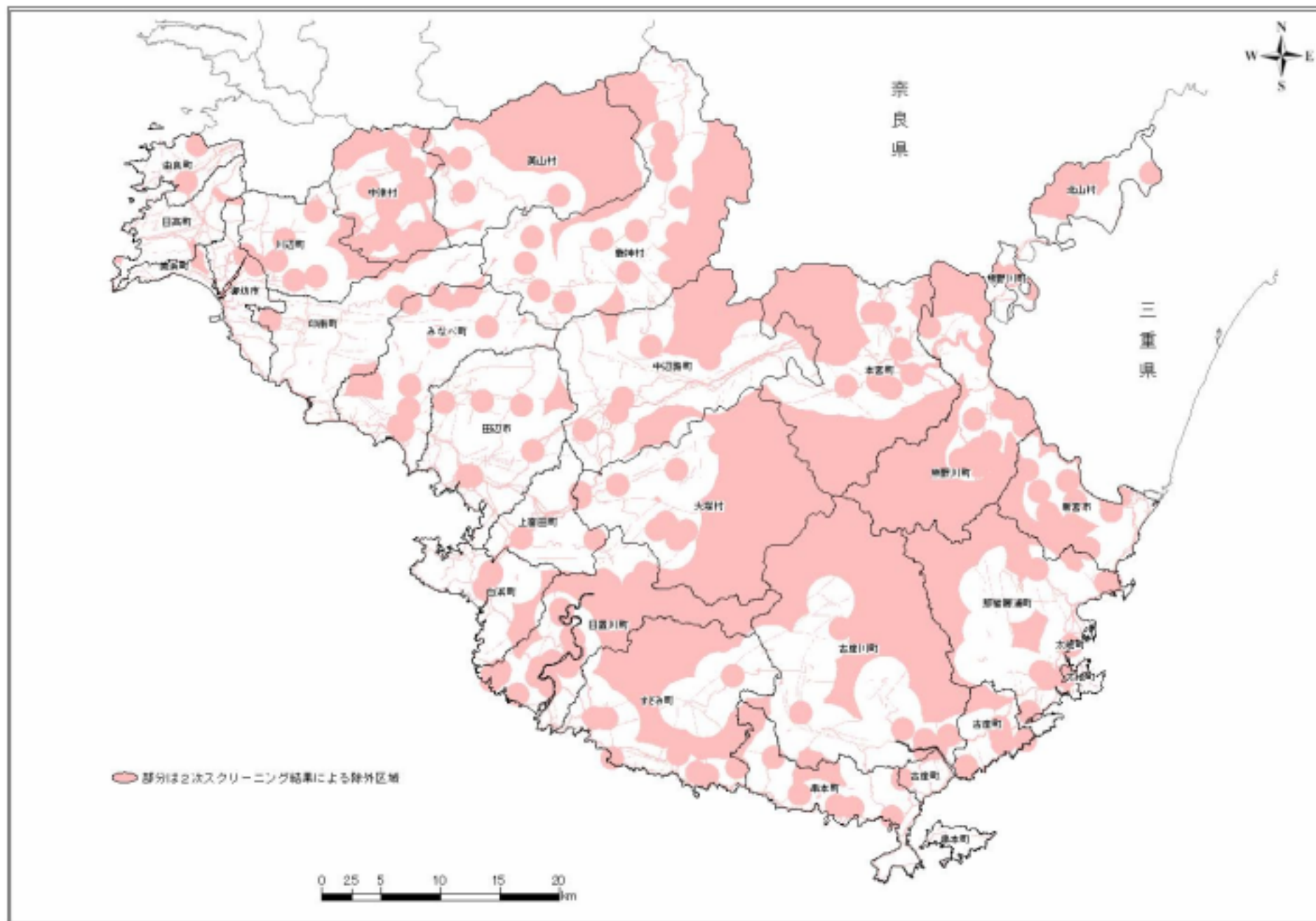


図4 2次スクリーニング結果地図

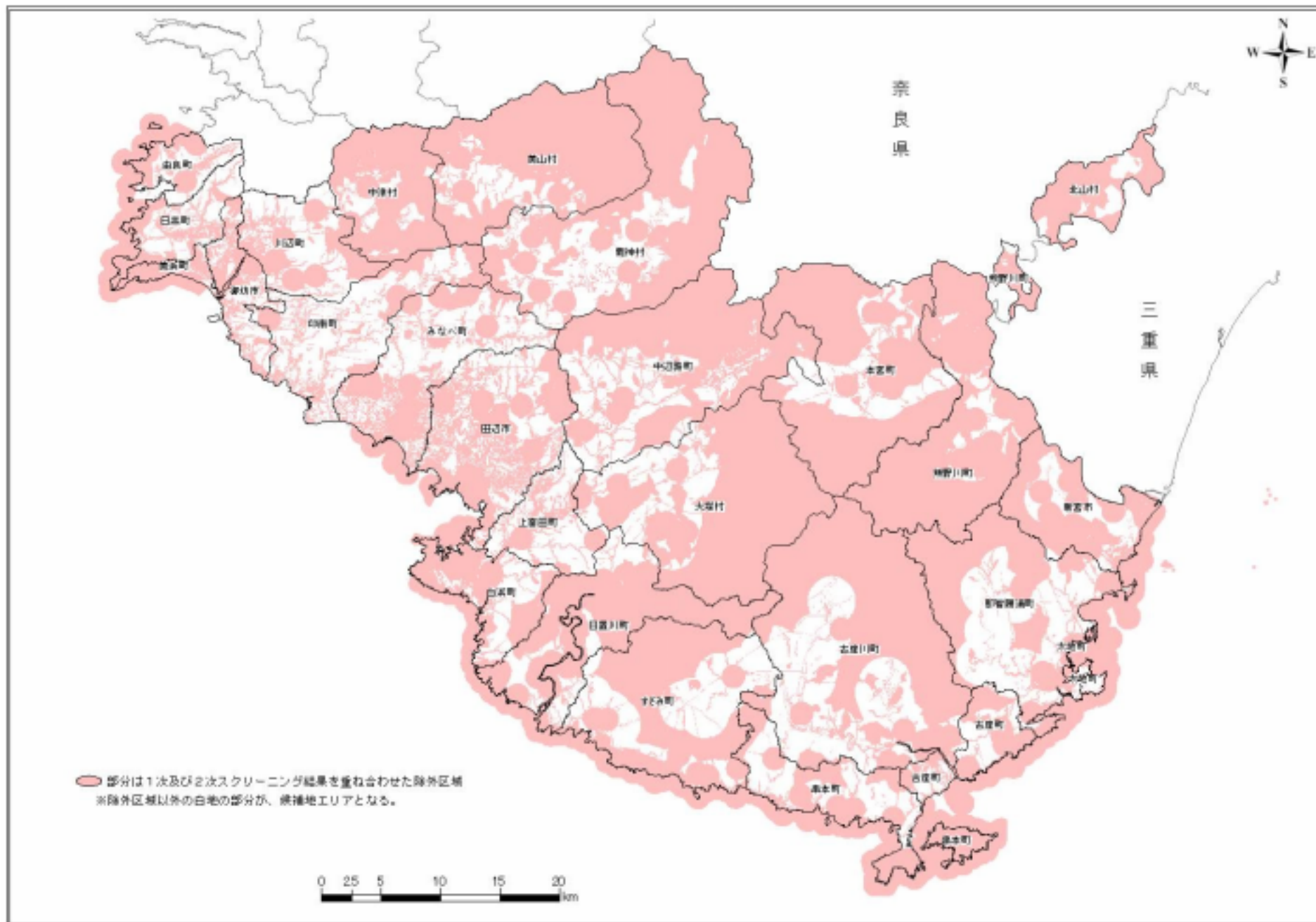


図5 候補地エリア（1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図）

4 候補地群

候補地エリアから、1 - 2 で示した候補地選定の流れの第3段階「候補地群の抽出」を行い、52箇所の候補地を候補地群として確定した。

「候補地群の抽出」の手順を以下に示す。

4-1 地図上での候補地群の抽出

1 - 1 で示した想定埋立容量50万 m^3 を確保できる区域を、下記の抽出基準に基づいて地図上で抽出し、66箇所の候補地を得た。

地図上で候補地を抽出する際の基準

縦断勾配：20%以下

面積：7.5ha以上

埋立高さ：底部より50m以下

堰堤高さ：30m以下

ここで言う「面積」は、実際に廃棄物の埋立を行う場所の面積であって、選定の前提とした「用地面積」の15～20haは、付帯施設や緩衝緑地などを含めた全用地面積

4-2 個別の候補地の照会

抽出された66箇所の候補地について、選定基準の1次・2次スクリーニング基準及び候補地群の抽出基準に掲げる各項目やその他の事項について、市町村への照会と現地確認を実施した。

4-3 候補地群の確定

4-2の照会及び確認結果をもとに個別候補地について検討を行い、66箇所の候補地のうち、14箇所を下表の理由により除外し、その結果として52箇所が選定基準を満たす候補地群となった。表4と図6に52箇所の候補地を示す。

なお、それぞれの候補地の情報については、別冊の「候補地個票」で示す。候補地個票には、地図情報から得られた注意すべき事項及び照会において確認された用地絞り込みの際に個別に留意すべき事項とその他の情報を記載している。

除外理由	除外候補地数
道路整備事業により、既に候補地内を道路が通っている。あるいは、建設中である。	3箇所
保安林区域に指定されている。もしくは、平成17年度内に指定される予定である。	5箇所
砂防指定地に指定されている。	1箇所
確実な道路整備計画がある。	2箇所
送電線及び鉄塔が候補地内に存在する。	1箇所
水質管理を引き続き実施している鉱山跡地である。	2箇所
合計	14箇所

表4 候補地リスト

市町村 (候補地数)	大字	候補地 番号	個票 掲載 ページ
御坊市(4)	塩屋町北塩屋	NO. 13-1	8
	名田町野島	NO. 13-2	9
	名田町上野	NO. 13-3	10
	名田町楠井	NO. 20-1	16
日高町(3)	比井	NO. 04-2	2
	萩原	NO. 05-1	3
	萩原	NO. 05-2	4
由良町(1)	阿戸	NO. 04-1	1
川辺町(2)	千津川	NO. 05-3	5
	中津川	NO. 05-4	6
印南町(11)	松原	NO. 14-1	11
	美里	NO. 14-2	12
	印南原	NO. 14-3	13
	羽六	NO. 14-4	14
	川又	NO. 14-5	15
	津井	NO. 20-2	17
	西ノ地	NO. 20-3	18
	西ノ地	NO. 21-1	19
	羽六	NO. 21-2	20
	古屋	NO. 21-3	21
	古屋	NO. 21-4	22
田辺市(4)	上芳養	NO. 22-1	24
	秋津川	NO. 22-2	25
	秋津川	NO. 22-3	26
	稲成町	NO. 27-2	31
みなべ町(1)	西本庄	NO. 21-5	23

市町村 (候補地数)	大字	候補地 番号	個票 掲載 ページ
白浜町(1)	椿	NO. 33-2	38
中辺路町(2)	水上	NO. 22-4	27
	温川・高原	NO. 23-1	28
大塔村(2)	下川下	NO. 23-2	29
	下川下	NO. 23-3	30
上富田町(5)	岡	NO. 28-1	32
	岩田	NO. 28-2	33
	岩田	NO. 28-3	34
	岩田	NO. 28-4	35
	生馬	NO. 28-5	36
日置川町(2)	日置	NO. 33-3	39
	塩野	NO. 38-1	43
新宮市(1)	南檜杖	NO. 32-1	37
串本町(3)	和深	NO. 40-1	44
	高富	NO. 44-1	50
	高富	NO. 44-3	52
那智勝浦町 (4)	小匠	NO. 36-2	41
	井鹿	NO. 37-3	42
	粉白	NO. 42-1	47
	粉白	NO. 42-2	48
太地町(1)	太地	NO. 42-3	49
古座町(2)	田原	NO. 41-3	46
	姫	NO. 44-2	51
古座川町(2)	添野川	NO. 35-1	40
	鶴川	NO. 41-1	45
北山村(1)	大沼・竹原	NO. 10-1	7

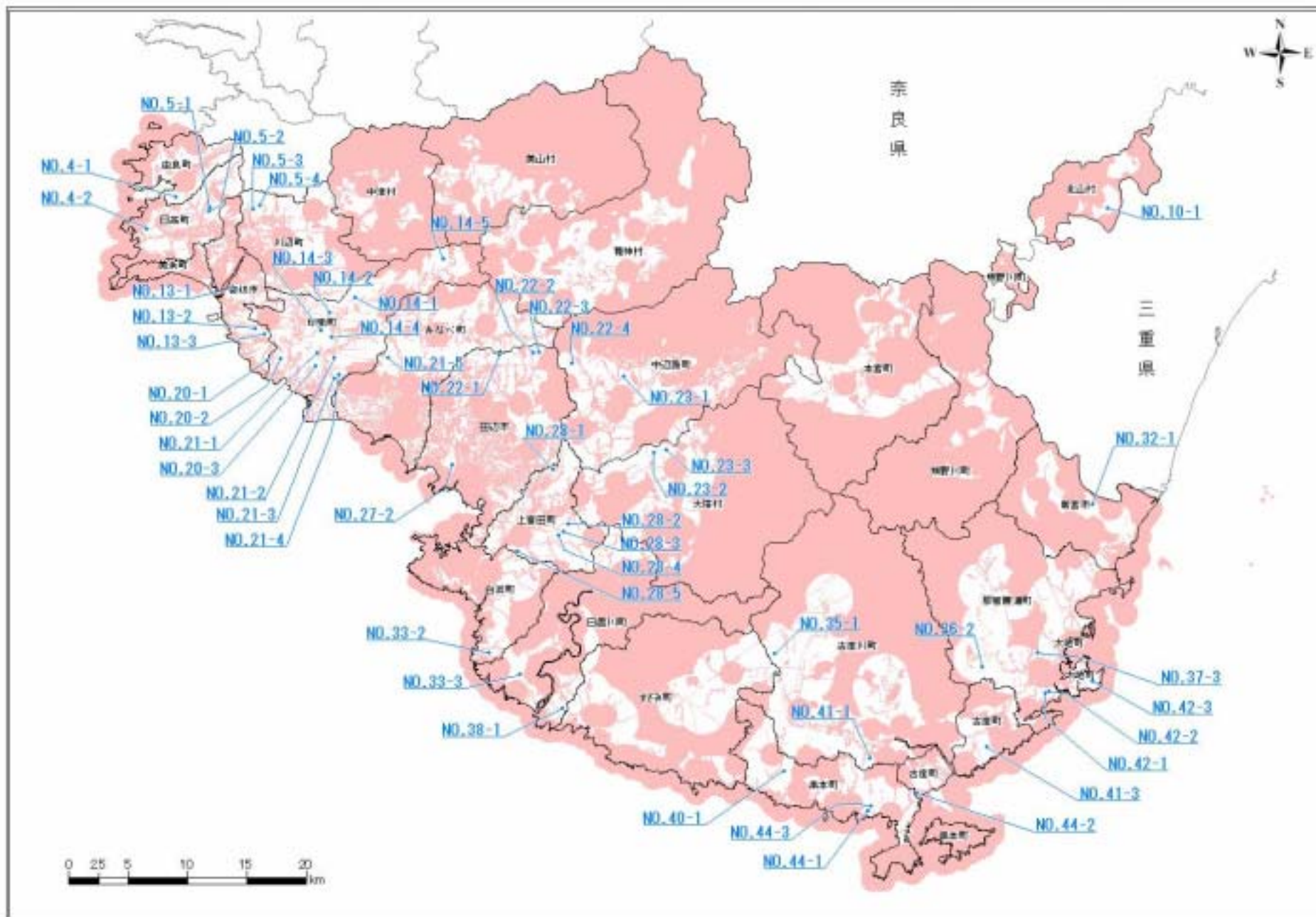


图6 候補地位位置图

諮問事項 2

**事業主体が候補地群から
具体的に絞り込む際の留意事項**

1 留意事項の基本的な考え方

この建設用地の絞り込みは、各候補地を様々な項目で評価し、総合的に最も適している候補地を選ぶ作業となる。

最終処分場の建設事業を実施する事業主体が、「情報公開の徹底・住民意見の反映」を行うための具体的手法及び各候補地を評価するための項目を提示する。提示に当たっては、建設用地決定の手順を図7のとおり想定し、その手順の第1段階の絞り込みにおける留意事項、第2段階の絞り込みにおける留意事項、そして最終処分場の運営等についての要望事項の3つに分けて整理した。

【第1段階】：52箇所から5箇所程度までの絞り込みの段階

【第2段階】：建設用地の決定の段階

なお、委員会として特に留意すべきと考える事項を提示しているが、全てを網羅しているわけではないので、合意形成を図るために必要なこれ以外の事項についても留意が必要である。

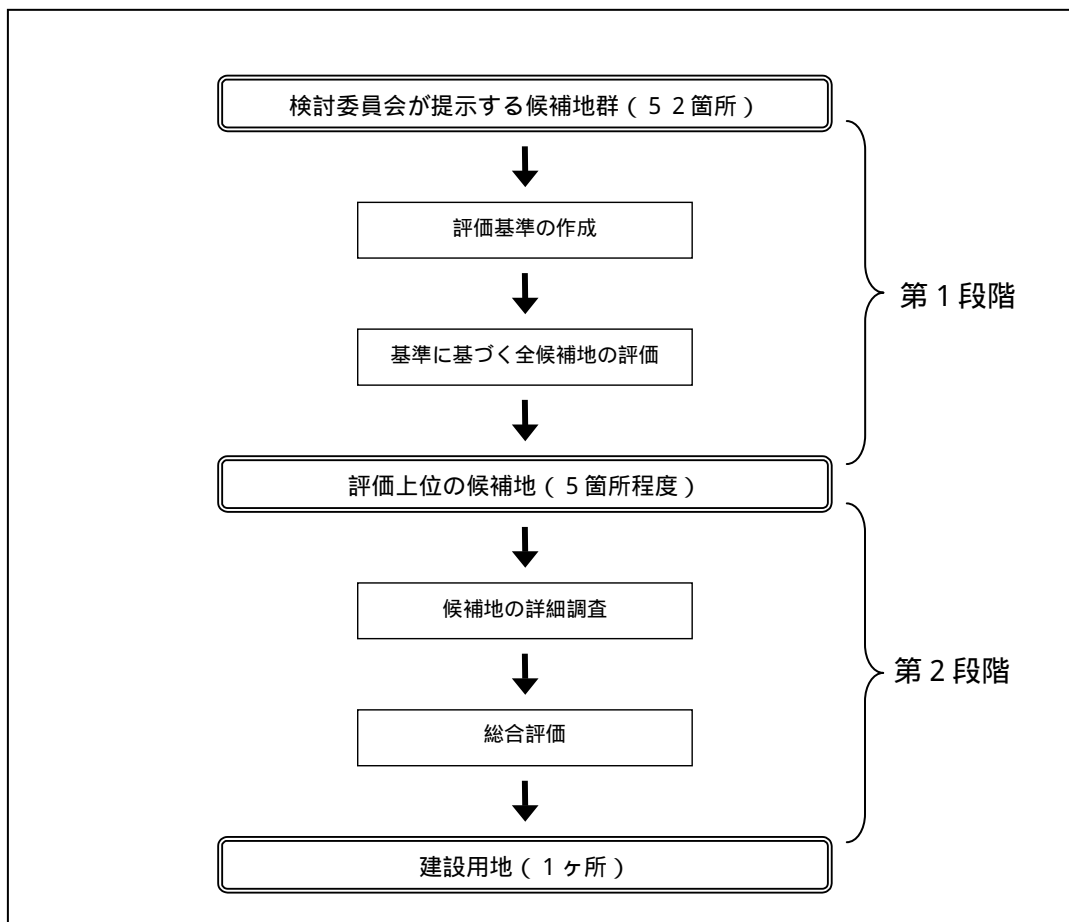


図7 建設用地決定の手順（想定）

2 第1段階の絞り込みにおける留意事項

この段階では、全候補地を評価するための基準の作成とその基準に基づく評価を行う。評価の結果、上位になった複数候補地が建設用地の最終候補地になると想定される。

(1) 情報公開の徹底・住民意見の反映

学識者・専門家を交えた、基準作成・評価のための委員会を設置し、情報公開の徹底と住民意見の反映を行う住民参加型の運営をすること。

県、市町村の広報紙や地方新聞への広告掲載をはじめ、多くの媒体を用いて情報発信に努め、多くの住民の理解を得られるように努めること。

建設用地決定の手順における具体的な住民参加の方法を絞り込み作業の開始に先立ち、検討し、提示すること。

各候補地の評価を点数化するなど、誰もが理解しやすい評価を実施すること。

(2) 評価基準の項目

候補地の評価を行う際に留意すべき項目を以下に示す。これらの項目は、全てが同一レベルの重要性を有しておらず、どの項目を重要視するかについても比較検討が必要となる。

自然条件

項目	内 容
地形・地質・地下水	・航空写真と現地踏査により、災害危険度についてチェック
動植物	・地域の動植物に詳しい方々に照会する等によって、希少動植物の生息・生育について配慮
水文	・降水量や集水域（降った雨がその候補地に流れ込む区域）等の水文特性を調査し、水害危険度についてチェック

社会条件

項目	内 容
利水状況	・飲料水の取水状況及び農業、水産業などの利水状況について配慮
事業用地の拡張性	・中間処理施設等の併設が可能かを土地の広さと利用状況から配慮

環境条件

項目	内 容
文化的景観	・施設整備に伴う開発行為や運搬車両の通行によって、熊野古道からの眺望等、文化的景観が損なわれないかを配慮
環境負荷	・運搬車両の走行距離及び台数から、排気ガス、CO ₂ 排出の影響について配慮

3 第2段階の絞り込みにおける留意事項

この段階は、第1段階で評価上位となった候補地について、より詳細な調査に基づく総合評価を実施し、地元住民や関係団体等との合意形成を果たした上で、建設用地を決定する段階である。

(1) 候補地詳細調査の項目

項目	内 容
地形・地質・地下水調査	・地表地質調査、地質観察により、風化状況や断層破碎帯の有無を確認し、災害危険度をチェック
環境影響調査	施設の建設及び供用、廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる周辺地域の生活環境への影響 ・大気汚染 ・水質汚濁 ・騒音及び振動 ・動植物 ・景観 など
概算事業費の算出	・用地取得費 ・施設建設費 ・搬入道路建設費 ・維持管理費 ・運搬経費

(2) 合意形成を円滑に行うための方策

住民が構成員として参加する委員会を設置し、運営に当たっては、情報公開を徹底すること。

委員会に参加する住民は環境問題、ごみ問題に関心ある方を優先すること。

周辺環境整備、跡地利用計画などの将来的な構想・計画について事前に検討・提示すること。

施設が立地することによる地元への影響（メリット、デメリット）について事前に解析・提示すること。

市町村と地元との間で、廃棄物処理施設等に関する協定などが結ばれている場合には、配慮すること。

4 最終処分場の運営等についての要望事項

委員会として、「紀南地域にふさわしい最終処分場」を実現するための要望事項を以下にまとめた。

事業主体は「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針（答申）」を尊重するとともに、以下の要望事項を踏まえて、事業を実施されるよう期待する。

（１）循環型社会推進体制の構築

地域内の住民、事業者、行政が広域にわたって協働で循環型社会実現に向けて、企画、発案していく委員会を設置すること。

また、「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」第４章進捗管理・情報交流体制の項にある地域全体の取り組みを統括する機関を設置すること。

（２）地元住民との信頼関係の形成

事業主体は、施設の建設や運営に関して、情報公開と住民参加を徹底し、住民との信頼関係の形成に努めること。そのために、施設周辺の地下水、浸出水、大気等の定期的なモニタリングを実施し、その結果を住民に速やかに公表すること。

また、住民の集いの場・憩いの場、環境学習室やリサイクルセンターの機能をもたせるなど、最終処分場が住民にとってプラスと考えてもらえるような方策を検討すること。

（３）行政の指導

県及び市町村は、事業主体の取り組みに対して、連携して支援に努めるとともに、本答申の趣旨を十分尊重するよう指導すること。

資 料

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会について

1 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会の概要

(1) 設置の目的

紀南地域廃棄物処理促進協議会が紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について、情報公開と住民参加による開かれた検討を行うことを目的とし、「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会」が平成15年4月24日に協議会の諮問機関として設置された。

(2) 委員会の構成

紀南地域に在住又は勤務されている方で、公募により参加された公募委員9名に学識経験者6名を加えた計15名で構成されている。

(3) 会議の公開

委員会の会議は原則公開で、傍聴が可能。

(4) 住民参加

インターネット等により会議の内容を紹介するとともに、必要と思われる段階で説明会を開催し、住民意見を募集する。

(5) 平成15年度の検討内容

協議会より紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について諮問を受け、10回の検討を経て平成16年3月に答申を行った。

紀南地域廃棄物処理促進協議会

(1) 設立の目的

安全で快適な地域社会の形成を目指し、豊かな緑と水に恵まれた紀南地域を後世に継承するため、廃棄物の適正な処理に関する事項を、公共関与の必要性を含めて広域的な見地から検討することを目的とし、平成14年11月29日に設立された。

(2) 組織及び事業概要

ア 組織：紀南地域の26市町村及び産業関係団体、和歌山県

イ 事業： 廃棄物の種類及び排出量の実態調査並びに課題の把握
課題への対応方策の検討
課題への対応に必要な施設適地の検討
上記施設整備に係る事業主体及び事業費負担割合の検討
上記の各事業に付随すること

2 紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針（平成15年度答申）の概要

（1）基本理念

「100年経っても美しい紀南」

地球は今、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動により、資源の枯渇や温暖化をはじめとした深刻な環境問題に直面している。

我々は、「地方から地球環境の再生」を基本目標に掲げ、この豊かな緑と水に恵まれた紀南地方を後世に継承することをめざして、この地域に暮らす住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を果たしながら連携、協力し、紀南地域において持続的な発展が可能な資源循環型社会システムを構築する。

（2）行動指針

連携：住民、事業者及び行政が連携して取り組む。

統一：地域内での取り組み内容や目標を統一して取り組む。

管理：住民、事業者及び行政が、目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。

（3）6つの具体的取り組み

発生抑制、排出抑制への取り組み

住民、事業者、行政は、それぞれの自己責任を果たし、また連携しながら、廃棄物の徹底した発生抑制及び排出抑制を行う。

地域内での資源化品目の統一

資源化する品目の統一化を進め、地域全体で効率的な資源化の拡大を図る。

ごみ処理の有料化を広域的に実施

ごみ処理の有料化を広域的に実施し、発生抑制や排出抑制を進める。

事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化し、事業系廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源化を推進する。

中間処理施設の活用・確保

廃棄物の種類に応じ、環境負荷の軽減を基本にしつつ、その安定性、経済的合理性等を勘案しながら、処理施設の活用・確保を図る。

最終処分場の確保

発生抑制や排出抑制を徹底してもなおかつ発生する廃棄物について、中間処理施設による資源化、減量化を進めるため、中間処理に伴い発生する処理残渣（リサイクル不適物）を適正に処分することが出来る最終処分場を確保する。

（４）進捗管理・情報交流体制

取り組みを進めるため、進捗管理及び情報交流機能を有する推進体制及び評価体制を地域内に整備する。

対象地域

御坊市・日高郡（美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町、龍神村、みなべ町）

田辺市・西牟婁郡（白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、串本町）

新宮市・東牟婁郡（那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町、熊野川町、本宮町、北山村）

の3市23町村を紀南地域として検討の対象としている。



別冊

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の
用地選定について

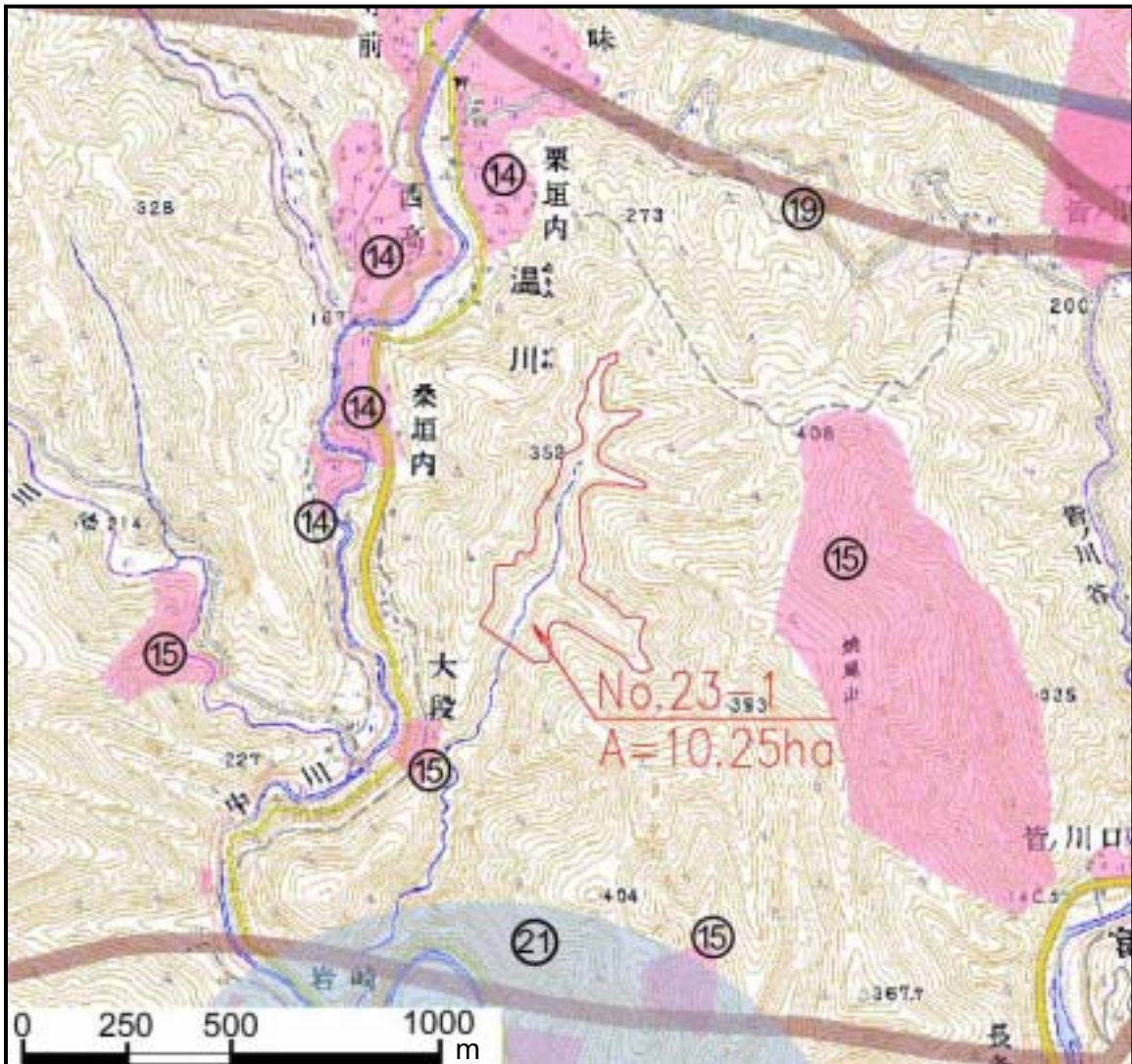
答申

候補地個票

平成17年3月

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

候補地 No.23-1 中辺路町温川・高原



地図上に表示している1次・2次スクリーニング項目

河川区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地 国立公園区域・国定公園区域
 ・県立自然公園区域 和歌山県自然環境保全地域 鳥獣保護区域内の特別保護地区 埋蔵文化財 国
 ・県指定文化財 用途地域 特別用途地区 風致地区 都市公園 農用地区域 保安林 国有
 林 熊野古道と霊場 湿地 断層・活断層 主要道路から半径2km 圏外の地域 ㊟水道水源の取水地
 点とその半径1kmの地域

【留意事項等】

- ・注意事項：線構造上にあり、断層の延長線上、集水域が大、熊野古道からの眺望

【その他の情報】

- ・エリア内を流れる谷水は、飲料水及び農業用水として利用されている。
- ・二川小学校までの直線距離 - 約 1.8 km